

議案第1号

教科用図書採択について

「平成22年度に中学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成22年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」について、別紙のとおり定める。

平成21年5月27日

沖縄県教育委員会

平成22年度に中学校で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）及び同法施行令の規定により義務教育諸学校の教科用図書の採択基準を次のように定める。

- (1) 教育的見地と公正な立場を堅持すること。
- (2) 採択地区の自然環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- (3) 県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- (4) 採択地区の教育委員会は、共同採択を行うための採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。
- (5) 各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

2 教科用図書の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、生徒が基礎的・基本的な内容を確実に習得することができ、自ら学び自ら考える力及び豊かな人間性や社会性、並びに国際社会に生きる日本人としての自覚が育成されるよう配慮されていること。

(2) 調査の観点

中学校学習指導要領の各教科、各学年等の目標が達成できるようになっていること。

① 内容

ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、中学校学習指導要領に示された関連する教科の目標を達成するのに十分であること。

- a 知識、技能、態度を習得させるために正確かつ公正で、適切な内容が用意されているか。
- b 基礎的・基本的な内容が適切に精選され、系統性、発展性が考慮されているか。
- c 生徒の生活体験との関連が工夫され、興味・関心を高めるとともに意欲を喚起させるようになっているか。
- d 思考力や創造性を育て、判断力や表現力を培うために役立つような内容

が組織されているか。

- e 我が国や郷土の歴史、文化、伝統に対する理解と愛情を深めるとともに、国際社会の中で主体的に生きていく資質や能力の基礎を培うために役立つような内容が組織されているか。

イ 学習内容の質・量が学習指導上適切であること。

- a 各領域は質・量ともに偏りなく適切であるか。
- b 自ら進んで学習ができるように配慮されているか。
- c 基礎的・基本的な事柄は、必要に応じて繰り返し学習することができるように配慮されているか。
- d 地域社会の特性や要請に応じられるように配慮されているか。
- e 学習したことが、具体的に生活に結びつくように配慮されているか。

ウ 発展的な学習内容として、適切であること。

- a 中学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。
- b 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。
- c 生徒が主体的に考えたり、学習できる内容であるか。
- d 生徒の心身の発達段階に適応し、量的な配慮がなされているか。

② 形式

表現や表記が適切であること。

ア 表現は、生徒が理解するのに適切であるか。

イ 文字、用語、計量、単位等が適切であるか。

ウ 統計、挿絵、写真、図表等は斬新、鮮明、正確かつ適切であり、活用するに当たって効果的であるか。

エ 「発展的な学習内容」等であることが教科書上明示されているか。

3 教科用図書の採択方法について

採択地区内の市町村教育委員会においては、種目ごとに一種採択するための協議機関（採択地区協議会）を、国立大学法人立・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

平成22年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校 で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。

② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

③ 検定教科書の採択は学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。

ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

イ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

ウ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に
応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査の方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図
書の中から調査し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）選定
資料を作成すること。

(3) 調査の観点

- ① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意する
とともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発
行者の所在地等についても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じた内容（文字、
表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が
望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考
書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の
間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するよ
うにし、ビデオテープ、カセットテープ、CD、ジグソーパズル型、切り紙
工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。

オ 教科書無償給与予算の関連から、原則として価格が1,500円程度のもので
あること。

カ 一般図書（絵本等）は後期の給与対象としていないため分冊本は選定しな
いこと。

- ② 一般図書（絵本）においては内容がスモールステップとなっており、児童生
徒の緩やかな発達に応じて、次のアからエの事項に配慮すること。

ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。

イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。

ウ 内容が児童生徒の日常生活と結びつき、生活経験の広がりによ役立つものであること。

エ 視覚・聴覚・触覚に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。

b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。

c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。

d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。

e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割をはたすことができる内容であるか。

f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。

g 買い物ごっこなどがおりこまれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。

h 身近な自然の事物・現象に興味・関心をもち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。

i 家庭や社会の様子に関心をもち、その働きを理解できるような内容であるか。

j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。

- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心を起こすものであるか。
- d お話づくりができるなど絵のつながりで筋道をたてて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 遊びを通しての学習もできる内容になっているか。
- h 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちをもてる表現となっているか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c 働くことが理解でき、将来の社会生活に興味・関心をもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心をもてる内容であるか。

エ 算数 (数学)

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っているか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心をもてる内容であるか。
- c 内容が児童生徒の発達に応じて、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっているか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心をもてる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結びつきなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。

- b 行事や季節が感じられる内容であるか。
- c 簡単なりズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結びついた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心もてる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びや運動を通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。
- e 健康と環境の関わりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

- a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。
- b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。
- c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣づけがなされるような内容であるか。
- d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどがおりこまれた内容であるか。
- e 日常使っている品物に関心をもたせ、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。

f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。

g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心が深められる内容であるか。

h 将来の職業生活や家庭生活に意欲がもてる内容であるか。

コ 外国語

a アルファベットに興味・関心がもてる内容であるか。

b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。

c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しむ内容であるか。

d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他、配慮事項

a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。

b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

④ 形式

ア 表現や表記が適切であること。

イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。

ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。

エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。

オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

(1) 学校においては採択のために校内の委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。

(2) 特に、小学部（小学校）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

「平成22年度に中学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成22年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」の概要

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

「平成22年度に中学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成22年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」

2 制定の経緯及び必要性

文部科学大臣の検定を経た教科書は原則4年毎の採択を行う。現在、中学校で使用されている教科書は前回の採択から4年が経過しており、平成21年度に採択を行う必要がある。

また、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書については、児童生徒個々に合わせた特別の教育課程を編成しているため、1年毎に採択を行う必要がある。

3 案の概要

- (1) 教科用図書の採択基準について
- (2) 教科用図書の調査の観点について
- (3) 教科用図書の採択方法について

4 根拠法令

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法（発行法）
- (2) 学校教育法
- (3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- (4) 沖縄県教科用図書選定審議会規則

5 添付規則

- (1) 教科書制度
- (2) 根拠法令

○沖縄県教科用図書選定審議会規則

昭和48年3月29日
教育委員会規則第8号

最終改正 昭和61年3月31日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第11条の規定に基づき、沖縄県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長おのおの1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員としての任期中とする。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるとき、又は、委員の3分の1以上の者から請求があつたときは、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第4条 審議会に、教科用図書の選定に関する事項を調査するため、調査員をおく。

- 2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから、沖縄県教育委員会が任命する。
 - (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
 - (2) 県及び市町村教育委員会の事務局の職員
- 3 調査員の定数は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項に規定する種目ごとに4人とする。
- 4 調査員の任期は、審議会の委員の任期に準ずる。

(事務)

第5条 審議会の事務は、教育庁義務教育課で処理する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

資料

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年七月十日法律第百三十二号）

最終改正：平成一九年六月二十七日法第九十六号

第二条（教科書）

教科書とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学大臣が著作の名義を有するものをいう。

資料

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成一九年六月二十七日法第九十八号

第三十四条（教科用図書・教材）

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ③ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第四十九条（準用規定）

第三十四条の規定は中学校に準用する。

資料

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
（昭和三十九年二月三日政令第十四号）

最終改正：平成二十年七月十六日政令第二二四号

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第八条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第九条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第十条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
- 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
- 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

第十一条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。